

大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康に係る支援

1 修学支援

1 チューター制度

本学にはチューター制度(教員による学生指導担当制度)があります。チューターは修学関係の他に、学生生活、進路・就職、心身の健康相談などについて、学生の良き相談相手となり、関係する事務窓口や部署への連絡・調整を含め、解決の糸口がみつけれられるように指導・助言を行います。遠慮なく相談しましょう。

2 奨学金

経済的な事情により、学業をあきらめることなく大学で学べるよう、各種奨学金を取り扱っています。

日本学生支援機構奨学金、地方自治体や各種民間団体等の提供する奨学金等さまざまな奨学金があります。また、奨学金には返済不要の給付型と返済の必要な貸与型があります。貸与型の奨学金を申し込む際は、借りた奨学金を返済していかなければならないことを考え、計画を立てて申し込んでください。

奨学金の相談、申し込みは学生支援部門に申し出てください。

(1) 日本学生支援機構

貸与型と給付型があります。

日本学生支援機構の奨学金についてはホームページに詳しい情報が掲載されています。

<http://www.jasso.go.jp/>

ア 貸与型について

経済的理由により修学困難な優れた学生に対して貸与される奨学金です。

学業や健康、経済状況等により選定の上、大学の推薦に基づき日本学生支援機構で採用が決定されます。

種別	貸与月額		貸与期間	備考
	自宅通学	自宅外通学		
第一種(無利子)	2万円・3万円・4.5万円 から選択	2万円・3万円・4万円・5.1万円 から選択	修業年限まで	貸与中の月額変更可
第二種(有利子)	2万円～12万円(1万円単位) から選択		修業年限まで	貸与中の月額変更可
入学時特別増額貸与 (有利子)	10万円・20万円・30万円・40万円・50万円 から選択		入学時1回のみ	国の教育ローンの貸与を受けられなかった世帯が対象

※平成29年度以前の入学者は下線付きの月額を選択できません。

(ア) 予約採用

高校在学時に予約採用候補者として決定されている者は、入学後速やかに「大学等採用候補者決定通知」を学生支援部門に提出してください。通知と引き替えにインターネットでの入力に必要なID・パスワードを配布しますので、インターネットによる進学届提出の手続きを行ってください。手続き後、正式に奨学生として採用され、奨学金の貸与が始まります。決定通知を紛失した場合は、学生支援部門で再交付の手続きを行ってください。

なお、手続きの期限を過ぎた場合、予約採用の資格を失い、奨学金は貸与されませんので、注意してください。

【進学届の提出期限】
期間内に早めに手続きしましょう！

	提出（手続）期間	初回振込日
第1回	4月 1日～4月 7日	4月21日
第2回	4月 8日～4月22日	5月14日
第3回	4月23日～5月23日	6月11日

（イ）在学採用

奨学金の申込に必要な手続きについては、YPUポータル・掲示板等でお知らせします。在学採用の募集は年1回のみですので、注意してください。

奨学生として採用された場合、初回の奨学金振込は7月上旬になります。

（ウ）緊急・応急採用

家計急変（主たる家計支持者の失職や病気、死亡のほか災害など）により奨学金を希望する場合は、随時受け付けを行っています。まずは、学生支援部門に相談に来てください。

（エ）振込日

奨学金は原則として月に1回、本人の指定口座へ振り込まれます。

区 分	振込日
4月分	4月21日
5月分	5月16日
6月～3月分	各月の11日

※採用時の初回振込は数か月分がまとめて振り込まれる場合があります。

※貸与終了となる年度の3月分は2月分と合わせて2月10日に振込まれます。

※上記の日が土曜、日曜、祝日にあたる場合は、金融機関の休日の前営業日となります。

（オ）異動手続き

休学や退学、留学などの際には、教務上の手続きと同様に、奨学金についても手続きが必要です。

また、貸与月額を増額（減額）したい場合や貸与を辞退したい場合なども手続きが必要ですので、学生支援部門に申し出てください。

（カ）継続手続き・適格認定

日本学生支援機構の奨学生は、毎年1回（12月下旬～1月頃）に「奨学金継続願」をインターネットにより提出する義務があります。これを怠った場合、奨学生の資格を失い、4月以降の奨学金貸与は廃止されます。

奨学金継続願提出後、大学において学業成績等による適格認定を行い、奨学金継続の可否を判断します。

（キ）奨学金の返還

奨学金は貸与であり、卒業や退学した後には返還をしていく義務があります。

奨学金を途中で辞退した場合や、上記（カ）の結果により廃止となった場合などは、個別に手続きの説明を行います。

イ 給付型について

経済的に困難な状況にある低所得の生徒に対して、大学等への進学を後押しすることを目的とした奨学金です。

区分	貸与月額		貸与期間	備考
	自宅通学	自宅外通学		
第Ⅰ区分	29,200円	66,700円	修業年限まで	成績不振者は給付を廃止され、返還の義務が生じる
第Ⅱ区分	19,500円	44,500円		
第Ⅲ区分	9,800円	22,300円		

(ア) 入学後の手続きについて

給付型奨学金の入学後の手続きは、貸与型奨学金の予約採用と同様になります。

「ア貸与型について」の「(ア) 予約採用」を参照してください。

(イ) 振込日

給付型奨学金の振込日は貸与型奨学金と同様になります。

「ア貸与型について」の「(エ) 振込日」を参照してください。

(ウ) 異動手続き

給付型の場合も貸与型と同様に、休学や退学、留学などの際には手続きが必要となりますので、学生支援部門に申し出てください。

(エ) 在籍報告

大学に在籍していることを、毎年4月、7月、10月頃にインターネットを通じて報告（入力）する義務があります。期限までに報告がない場合、奨学金は廃止となりますので、十分注意してください。

(オ) 継続手続き・適格認定

給付型も貸与型と同様に毎年1回（12月下旬～1月頃）に「奨学金継続願」をインターネットにより提出する義務があります。

(2) 財団法人山口県ひとづくり財団奨学金

保護者が山口県内に居住する学生には、無利子の貸与型奨学金があります。募集は、例年、4月に行っています（年1回のみ）。日本学生支援機構の奨学金と併願して申し込むことは可能ですが、同時に貸与を受けることはできません。

なお、ひとづくり財団の奨学生は、年に1回（年度末）奨学金受領確認手続きがあり、これを怠ると貸与が中止されます。3月には成績確認を行い、成績不振者は貸与を廃止される場合もありますので、注意してください。

種 別	貸与月額	貸与期間	備 考
無利子	貸与4.3万円 ※定住促進制度利用で+ 2万円	修業年限まで	定住促進制度利用の場合、卒業後、住民票提出の義務有り

(3) 留学に関する奨学金

ア 日本学生支援機構 第二種（短期留学・海外大学院）奨学金

海外の大学へ3か月以上1年以内の間、留学（交換留学）を予定している場合や、海外の大学院へ進学を予定している場合に申し込むことができます。

留学の際には、貸与中の奨学金についても手続きがあります。

イ 日本学生支援機構 海外留学支援制度

学術交流協定を結んでいる提携校へ交換留学をする場合や、海外の大学で修士又は博士の学位取得を目的に留学する場合に申し込むことができます。この奨学金は支給されるものですので、返還の必要はありません。別途、校内選考があります。

(4) その他の奨学金

各都道府県や民間奨学団体等、さまざまな団体が奨学金制度を実施しています。大学に募集が来る度に掲示等でお知らせしていますので、見落とさないように注意してください。ホームページで募集要項を掲載している場合もありますので、各自で調べてみてください。

外国人留学生に対する奨学金の募集もありますので、同様にお知らせしています。

3 障害学生支援

身体等に障害があるために、授業や実習、試験などに「不便」や「困り」を感じている学生は、チューターや学生相談室のカウンセラーに相談しましょう。学生相談室はメールや電話で予約できます

4 学生表彰制度

学業又は研究活動、課外活動、社会貢献、人命救助等でその活動が特に顕著であると認められた学生を表彰する制度です。

5 自学自習室

(1) 普通教室・講義室

クラスやサークルの自主的活動の場として、必要に応じて、授業の行われていない時間における教室や設備の使用を認めています。

YPUポータルでの予約には、以下のとおり申請時間のルールがあります。

予約を行う際には、注意してください。

【教室等施設使用時間】

8：40～12：00に使用	：	前日の17：00までに予約
12：00～17：00に使用	：	当日の朝9：00までに予約
17：00以降に使用	：	当日の12：00までに予約
土・日・祝日に使用	：	直前の平日の13：00までに予約

教室等の使用には、予約後、事務局からの「承認」が必要です。

「承認」のメールが来いてないもの、若しくはポータルに「承認」の掲示がないものは使用できません。

また、使用に当たっては、授業や他の団体の活動の支障にならないよう注意するとともに、使用後の整理清掃、戸締まりを徹底してください。

(2) 体育館・グラウンド・トレーニングルーム（クラブ棟1F）

体育館やグラウンド、トレーニングルームは、授業の行われていない時間においては、申請により使用することができます（体育館は現在、耐震工事のため使用停止中です。令和3年11月再開予定）。なお、トレーニングルームは体育館横のクラブ棟1階にあり、エアロバイク（自転車エルゴメータ）やコンビネーション・マシン等があります。日頃の運動不足の解消やクラブ活動の筋力トレーニングまで対応できる器具が揃っていますが、利用するには、所定の講習を受け、許可証の発行を受けなければなりません。トレーニングルームは平日の8:40から21:00まで、土・日・祝日は9:00から17:00まで利用できます。

(3) 講堂

講堂ホールは1階・2階合わせて約650座席あり、各種演奏会や発表会等で使用することができます。ステージ等の照明やマイク設備を使用するときは、事前に管財部門に相談してください。講堂内には、鏡張りのレッスン室があり、ダンスの練習等で使用することもできます。

(4) 学習室（桜翔館 1 F）

グループ学習等に利用できます。予約制ですので、利用する場合は事前に学習室内の予定表に利用日時等を記入してください。平日の8:40から21:00まで利用できます。

(5) 情報処理室（2号館 3 F）

情報処理室は2教室あります。それぞれの教室には60台以上のパソコンが設置されており、授業で使われている時間以外（土・日・祝日を除く）であれば、学生は自由にこれらの機器を使用できます。プリンタも併設されていますので、レポートの作成や、実験データの処理に活用してください。また、情報処理室のパソコンはインターネットに接続されており、自由な利用が可能となっています。平日の8:40から21:00まで使用できます。長期休業期間中は使用できません。

(6) LL教室（2号館 3 F）

パソコンとオンライン型英語学習ソフトが設置されています。CALL（Computer Assisted Language Learning・コンピュータを利用した英語学習教材）は、講義の一環として利用されたり、自習教材として週あたりの学習時間を指定されたりして、リーディング速度を上げるための練習や、聞き取り能力を上達させるためにヘッドフォンを使ったリスニングの練習に使用されています。各種留学の準備として、また就職活動の一部として、多くの学生の利用を期待しています。

平日の8:40から17:55まで利用できますので、気軽にお立ち寄りください。

(7) 音楽演習室（C館4F）

音楽演習室はC館の4階にあります。ピアノ等の楽器や機器の使用が可能です。使用する場合は、YPUポータルで申請してください。

(8) 有隣館（ゆうりんかん）

学生の自主的な課外活動の場として有隣館があります。1階のホールは自由に使うことができます。専有して使用したい場合は、学生支援部門に申請してください。平日、土・日・祝日ともに8:00から21:00まで利用できます。

(9) 郷土文学資料センター（3号館 2 F）

当センターは、山口県に関係のある文学資料の調査・収集・整理・保存・展示を目的として昭和61年（1986年）に開設されました。

山口県出身の文学者である嘉村礒多・田上菊舎・井上剣花坊・高樹のぶ子等に関する資料をはじめ貴重資料も所蔵しています。こうした資料の収集・調査以外に、現在当センターが行っている主な活動としては、山口に伝わる鷺流狂言関係資料や、与謝野鉄幹・川端康成・井伏鱒二等の著名な作家の書簡など所蔵資料の展示、昭和62年（1987年）以来続いている「公開講座」、『郷土文学資料センターだより』の発行があります。

「公開講座（サテライトカレッジ）」は、地域の人々を対象として開催されていますが、関心のある人は参加してください。資料の展示は、学内外で行いますが、学生のみなさんにも自由に見ていただくことができます。公開講座や展示の期間についての情報は、随時、お知らせしますのでご覧ください。

『郷土文学資料センターだより』は当センターや図書館に置いてありますので、一度手に取ってみてください。また、みなさんが山口にゆかりのある作家や作品、鷺流狂言等について調べたい時などは、研究員に気軽に声をかけてください。いつでも相談に応じます。

利用時間 平日 10:00～16:00

センター長：稲田 秀雄 研究員：安光 裕子、加藤 禎行、菱岡 憲司

(10) 地域交流スペースYucca (ユッカ)

地域交流スペースYucca (ユッカ) は、学生・教職員と地域を結ぶ交流拠点スペースです。

学生や教職員の活動を地域へ発信する場として、また、学生・教職員と地域の人々の出会いや交流の場を創造し、生き活きとした地域社会作りに資するために設置されています。

Yuccaでは、学生・教職員と地域の人々が交流するプログラム（各種学習会・セミナー・交流会・ワークショップなど）が開催されています。行事の開催されていない時間帯は、学生の皆さんにYuccaを開放し、サークル活動や学習会に活用されています。

地域と共に育ち合える場として、より充実した学生生活が展開できるように活用してください。

【設備・備品】

ピアノ、テーブル、椅子、ホワイトボード、プロジェクター、DVDプレーヤー、冷蔵庫、電子レンジ、IHコンロ、鍋、食器、ポット、餅つき機、炊飯器、ポップコーンメーカー、カラオケセット、子ども用遊具（託児用）、プレイマット、点字付きオセロ、UNO、ボッチャセットなど。

【利用可能な部屋】

タイプの異なる5部屋があります。利用シーンに応じて使い分けてください。

- ・交流室1：ソファが設置され、個別で話をしたい方やくつろぎたい方が利用しています。
- ・交流室2：テーブルやプロジェクター、AV機器などの備品が多数あり、多目的に利用されています。
- ・交流室3：土足禁止のフローリングの部屋で、子ども向けイベントや創作活動等に活用されています。
- ・セミナー室1：45人までの教室形式で、講座の開催に最適です。
- ・セミナー室2：ミーティングテーブルが設置され、グループミーティングなどに向いています。

【使用手続き】

使用を希望する方は、事前に電話予約（083-928-3563）をし、管財部門（A館1階）まで「Yucca使用申込 書」を提出してください。

【利用時間】

平日・土日 9:00～21:00

（年末年始12/29～1/3及び、入構制限日時帯を除く）

【Yucca 活用事例】

● サークルの発表の場として

サークル活動で、定期演奏会を開催しました。

直前の強化練習や当日の会場など、目的に合わせて利用できます。

● 地域の方との勉強会の場として

中国語や韓国語、スペイン語を学生と地域の方が一緒に学んでいます。語学だけでなく、文化も学んでいます。

他にも桜の森アカデミー修了生による観光や子育て、認知症などの様々な勉強会があります。

(1 1) ラーニングコモンズ (2号館4F)

学生や教職員が自由に利用できる、学習や活動の場です。飲食の場所としても利用できます。

誰もが自由に使用できるよう、専有して使用することはできません。また、大きな音を出すなど他の利用者に迷惑がかかる活動もできません。

室内には、自習用テーブルとグループワークスペース、ミーティングルームがあり、話し合いやプレゼンテーションの練習、実際の発表ができる、テーブルやイス、ソファ、テレビモニターなどがあります。

【場 所】 2号館4階

【利用時間】 平日、土・日・祝日 8:40~21:00

利用は自由ですので、特に予約の必要はありません。

6 図書館

本学の図書館は、図書館（北キャンパス3号館）と図書室（北キャンパス6号館）があります。図書館はあらゆる資料を所蔵しており、図書室は製本雑誌を所蔵しています。学生のみなさんは目的に応じてどちらも利用する事ができます。

図書館内には、一般図書、参考図書、学術雑誌等がそれぞれの書架にあり、自由に閲覧できます。

また、書庫にある資料も「書庫内資料利用票」に必要事項を記入し、図書館カウンターへ提出すれば、同様に閲覧や貸出ができます。

また、1Fにラーニングコモンズ、2階にアクティブラーニングルーム、グループ学習室、研修室があります。ラーニングコモンズは予約なしで利用できますが、アクティブラーニングルームは前日までにカウンターで予約してください。グループ学習室、研修室は前日までにYPUポータルでの予約が必要です。

図書館のホームページでも利用の案内をしていますので、ご覧ください。

<http://www.yamaguchi-pu.ac.jp/library/ypulib/index.html>

蔵書検索用のO P A C (Online Public Access Catalog) も学内、学外を問わず使いやすいものになっています。ぜひご利用ください。

また、新刊図書の案内などもO P A Cから提供できるようになっています。

(1) 開館時間

平 日 9:00~19:00

土曜日 9:00~17:00

(2) 利用方法

【図書館利用方法】

カード式入退館システムによって入退館し、複写、情報検索、図書の貸出ができます。

図書室の利用を行うには、あらかじめ利用許可申請書を提出し、利用登録をする必要があります。

【図書室利用許可証の手続き方法】

図書館カウンターに学生証を持参のうえ、図書室利用許可申請書に記入し、提出してください。

図書室利用許可証を発行します。

なお、特別利用許可証の発行は、手続きの次の開館日となります。

【図書室利用方法】

図書室利用許可証を受け取った日から学生証を使って入退館できます。

(3) 休館日

日曜日・祝日・年末年始（12月28日～1月4日）

蔵書点検期間（毎年3月、8月中に1週間程度）

館内整理日（毎月末）

(4) 資料・情報の探し方

データベース化によって、所蔵している大半の資料はOPACで探すことができます。保管場所は、図書館の開架、書庫、図書室、研究室等に分かれています。

OPACには、操作方法のオンラインマニュアルがありますので、必ずよく読んでから検索を行ってください。わからないときには、遠慮なくカウンターの職員に尋ねてください。

学内LANによって図書館以外のパソコン（研究室、情報処理室など）からも所蔵資料の検索ができます。図書館及び図書室には、インターネットに接続された情報検索用パソコンを合わせて15台置いていますので、記事検索、学術情報サービス、論文検索、電子ジャーナル・電子ブックの閲覧などに利用してください。なお、館内利用限定でノートパソコン及びタブレット端末の貸出をカウンターで行っています。分からないことがありましたら、職員に尋ねてください。

(5) 視聴覚資料案内

ビデオテープ・DVDは図書館の視聴覚コーナーでのみ利用できます。内容は看護学関係の資料が多いです。

(6) 貸出

館外利用を希望する際には「館外貸出」の手続きをします。学生証と貸出希望の図書を、カウンターに持って来てください。（学生証は貸出カードと共用になっています。）

返却期日は、図書に貼付してある「返却期日票」に各自で押印してください。

なお、図書は1回に限り、返却期日を1週間延長することができます。ただし、予約者がいる場合には延長できません。

最新刊の資料と参考図書は16：00以降から翌日午前中まで、特別貸出ができます。

資料の貸出冊数と貸出期間								
●教職員			●大学院生			●学部学生及びその他館長の許可を受けた者		
種 別	貸出冊数	貸出期間	種 別	貸出冊数	貸出期間	種 別	貸出冊数	貸出期間
図 書	20冊以内	3箇月以内	図 書	10冊以内	1箇月以内	図 書	5冊以内	2週間以内
雑 誌	3冊まで	2週間以内	雑 誌	2冊まで	1週間以内	雑 誌	1冊	3日間以内

(7) 返却

返却期日票の期日をよく確認してください。返却が遅れると、遅れた日数程貸出停止となりますので注意してください。また、開館時間外や休館日に返却する場合には、ブックポスト（図書館の出入口2か所に設置）に投函し、返却してください。

(8) レファレンスサービス

- ・所蔵調査・・・学生のみなさんの、レポートや卒業論文に必要な資料の所蔵調査を行います。当館の所蔵だけでなく、他機関の所蔵調査も行います。
- ・学内文献複写・・・当館で所蔵する文献を、各自で複写することができます。その際には、「文献複写申込書」を記入し、複写後カウンターへ提出してください。複写機はコイン式になっています。
- ・学外文献複写依頼・・・他大学や他機関の所蔵している資料を当館から複写の依頼をし、コピーを取り寄せることができます。経費は利用者負担です。到着までに1週間から1か月位かかりますので、余裕を見て申し込んでください。
- ・相互貸借・・・他大学や他機関の所蔵している資料を、図書館を通して借りて利用できます。ただし、借りた資料は館内閲覧のみで、経費は利用者負担です。
- ・相互利用・・・他大学や他機関の所蔵する資料を直接出向いて利用することです。事前に、紹介状が必要になりますので、カウンターへ申し出てください。

(9) お願い

- ・図書館（室）内で食事はできません（飲み物はペットボトル又はフタ付きタンブラーのみ許可）。
- ・図書館（室）内では周辺の人に迷惑をかけないように、静かに利用しましょう。携帯電話は、館外で使用してください。
- ・閲覧後の図書は次に利用する人のために、請求記号に従って、所定の位置に戻してください。

2 進路支援（キャリアサポート）

1 キャリアサポートセンターとは

キャリアサポートセンターでは、就職活動を行う3・4年次生のみならず、1・2年次生から、一人ひとりの進路・就職に関して様々なサポートを行っています。

【場 所】北キャンパス2号館1階

【開室時間】月～金 8:40～17:10

TEL:083-929-6501

E-mail:shushok1@yamaguchi-pu.ac.jp

※ 土日祝閉室（その他変更のある場合は別途お知らせします。）



●資料/情報

- *求人票 — 企業、施設、病院等から大学に送られてきた県大生に向けた求人です。
- *インターンシップ情報 — 企業等から大学に送られてきたインターンシップの情報です。
- *DVD — 仕事情報・会社情報・就職マナー・面接対策等の内容があります。貸出可。
- *先輩の採用試験記録 — 試験内容から対策方法まで、細かいアドバイスが書かれています。
- *各種資格情報 — 資格の取得方法、資格試験情報、通信講座・資格学校情報など。
- *無料のガイドブックやパンフレット — キャリア・就職の参考資料を配布しています。
- *各種書籍 — キャリア・就職に関するテーマのものから対策本まで貸出可（5日間）。

●パソコンの利用

自由に使えるパソコンを2台設置しています。求人検索や情報収集が可能です。
印刷もできますので気軽に声をかけてください。

●進路・就職相談

<相談例>

- *将来のために、どんな学生生活を送ればよいのか教えてほしい
- *親と進路についてぶつかってしまう
- *将来、自分が何をしたらよいかわからない
- *働くイメージをどうやって掴んだらよいかわからない
- *就職活動がうまくいかず悩んでいる
- *応募書類を添削してほしい
- *面接を前に練習をしたい

●就職ガイダンスの実施

学年ごとに開催します。必ず参加してください。
学科を問わず、広く知ってほしい内容を伝えます。

●各種就職講座・模試の実施

就職活動を進める上で必要な準備や対策が講じられるよう適宜実施します。

●公務員・教員対策の実施

ガイダンス・講座・模試などを開催します。

●資格取得支援

秘書検定試験等を学内で開催します。

●就職に関する推薦書の発行

『将来なりたい自分』に向けて、活動しよう！

「将来の夢や目標を実現するために、今できること、やるべきことは？」

「就職活動ってどうすればいいの？」

「自分に向いている仕事って何？」

1年生のときから、キャリアサポートセンターの実施するガイダンスや講座に参加し、社会人としての基礎的な知識を身に付けておく必要があります。

また、就職とは、自分の意思で自分の将来を切り開くものですが、自分ひとりの力では限界もあり、自分の可能性を狭めてしまうこともあります。キャリアサポートセンターを上手に利用しながら就職活動を進めていくことが大切です。



2 キャリアサポートセンターからの「お知らせ」方法

キャリアサポートセンターからの各種「お知らせ」は、キャリアサポートセンター内に掲示するほか、次の方法で行っています。ガイダンスや講座の案内、予約方法など、最新の情報を発信しています。

大切な就活情報を逃さないよう定期的にチェックしてください。

●YPUポータル

◆学内ガイダンス、講座の案内・申込み

◆求人検索

●掲示版

◆2号館前掲示板

◆2号館1F

◆各学科掲示板（看護学科は5号館2Fカンファレンスコーナー前）

●大学ホームページ

「トップページ」→「キャリア・就職支援」

<https://www.ypu.jp/ce/>

◆学内ガイダンス・講座の案内

◆インターンシップ

◆進路・就職相談の案内

◆様式一覧

◆求人検索ページ（学内専用→学内システム）

・YPUポータル—大学に届いた求人票がWeb上で検索できます。

・キャリアタスUC—(株)ディスコが運営するサイトに登録している企業からの求人情報。



キャリアタスUC
(career+)

スマートフォンからはこちら→
※接続には通信料が発生します。



ログイン時にID・パスワードが必要です。
キャリアサポートセンターにて確認してください。



2021年度キャリア・就職支援スケジュール(予定)					
月	内 容	1年	2年	3年	4年
4月	公務員ガイダンス(5・6限選択)	△	△	○	
	教職教養講座ガイダンス(4限)	△	△	○	
	公務員模試(地方上級型)		○	○	○
	前期教員模試			○	○
	集団面接(2・4限選択)・グループディスカッション対策講座(3限)				○
	4年生向け就職講座①(企業の就職選考を乗り越える必勝ポイント) 4限				○
	看護ガイダンス(3年前期)			○	
5月	3年生向け就職ガイダンスⅠ(就職活動キックオフガイド)(3・4・5限選択)			○	
	4年生向け就職講座②(公務員・病院・福祉系の採用対策) 4限				○
	栄養ガイダンス(3年前期)			○	
	就職対策講座1(コミュニケーション能力・文章構成力)(3・4限選択)			○	
	学内インターンシップフェア(6限)	○	○	○	
6月	1、2年生向け就職ガイダンス(意欲を高める～なりたい自分を見つける～)(3・4・5限選択)	○	○		
	就職ナビサイトを経由したインターンシップ講座(6限)	○	○	○	
	インターンシップエントリーシート講座(6限)	○	○	○	
	前期秘書検定 準1級、2級	○	○	○	○
	就職対策講座2(就職活動におけるITの活用)(3・4限選択)			○	
	インターンシップマナー講座(6限2回)	○	○	○	
	就職模試Ⅰ(GPS-Academic)			○	
	1、2年生向けワークショップ1(学びを理解し、社会とつながる～社会との関わり方や方向性の見つけ方～ 3・4・5限選択)	○	○		
7月	就職対策講座3(自己分析とキャリアデザイン)(3・4限選択)			○	
	就職対策講座4(長期休暇とインターンシップ・職場見学)(3・4限選択)			○	
	1、2年生向けワークショップ2(自己理解から目標立案～大学生活を楽しむ有意義な時間にする～)(3・4限選択)	○	○		
	就職模試Ⅰ(GPS-Academic) フォローアップ 5限			○	
	就職対策講座5(就活三大質問: 自己PR・がんばったこと・志望動機)(3・4限選択)			○	
10月	就職対策講座6(Webテスト・SPIの新傾向と対策)(3・4限選択)			○	
	SPI対策講座①(3・4限連続)			○	
	公務員模試(全国共通)	○	○	○	
	就職対策講座7(応募書類～エントリーシート・履歴書～)(3・4限選択)			○	
11月	SPI対策講座②(3・4限連続)			○	
	就職ガイダンスⅡ(先輩の就活から学ぼう～就活法と職業情報～) 3・4限連続		○	○	
	後期秘書検定準1級、2級	○	○	○	○
	看護ガイダンス(3年後期)			○	
	栄養ガイダンス(3年後期)			○	
	就職対策講座8(就活での情報活用)(3・4限選択)			○	
12月	就職対策講座9(業種・職種・企業研究)(3・4限選択)			○	
	就活マナー・メイク講座(3・4限選択)			○	
	就職模試Ⅱ(ES攻略)			○	
	後期教員模試	○	○	○	
	就職ガイダンスⅢ(企業が期待する人材～採用側から見た就活～ 4限)		○	○	
1月	集団面接(2・4限選択)・グループディスカッション対策講座(3限)			○	
	就職対策講座10(面接対策)(3・5限選択)			○	
	就職模試Ⅱフォローアップ&ES実践講座(4限)			○	
	国際文化学部ガイダンス			○	
	社会福祉学部ガイダンス			○	
	メイク講座(3・4限選択)			○	
	日本人留学生向け就職ガイダンス	○	○	○	
2月	プレ就活セミナー(就活の早期化にどう取り組むか)(4限)	○	○	○	
	集団面接(2・4限選択)・グループディスカッション対策講座(3限)			○	
3月	集団面接(2・4限選択)・グループディスカッション対策講座(3限)			○	

3 心身の健康支援（健康サポート）

1 健康管理

大学生活において、何を始めるにも、まず健康が第一です。
自立した生活の第一歩は、自己の健康管理から始まります。

(1) 食事 ―これから知的活動を開始するあなたに！

健康を保持増進するためには、食生活を上手に営んでいくことが大切です。「早寝、早起き、朝ごはん！」「朝ごはんを食べて、脳に活！」食事をちょっと点検してみましょう。

一日の開始、朝寝坊をして何も食べないで教室にかけ込んでいませんか？

まず、朝起きたらラジオ体操程度の運動を5分位軽くして体に「活」をいれましょう。そして、脳のスタミナ源をとるためにはパン・ご飯（糖質）、「やる気」を出すには卵・チーズ・魚・肉（タンパク質）、体の働きを整えるためには野菜や果物も忘れずに食べましょう。これで、やる気をもって授業が受けられるはずです。でも、お昼はパン・カップラーメンだけ、その上に夜はアルバイトで遅くなったからと言ってスナック菓子で済ませていませんか。これでは、若いからといっても体が持ちません。偏らず、バランスよく食べましょう。

太ってもいないのに、雑誌に載っているダイエットを試した経験はありませんか？

無理なダイエットは心身ともに傷跡を残します。過食、拒食に悩んだときは、学内に専門家もいますので、気軽に相談してみましょう。

知的で豊かな食生活をおくりましょう。でも、何を参考にすれば？

一番手近なものは高校の家庭科の教科書です。食べ方、簡単な調理方法まで図入りで書かれています。一つの食品ですべての栄養を満たしているものはありません。賢く食品を組み合わせ、栄養バランスをチェックする習慣をつけましょう。朝は一日の活力源であるスタミナ食、昼は腹持ちのよいつなぎ食、夜はまとめ食いや遅すぎる時間を避けて軽食などの工夫もしてみましょう。

(2) 飲酒 ―お酒は20歳を過ぎてから！

お酒の飲み方で最も危険なのは「イッキ飲み」です。急性アルコール中毒により、最悪の場合、死に至るケースもあります。普段から自分の飲めるお酒の適正な量を知り、アルコールの知識を身につけておきましょう。

また、例え自転車でも飲酒後の運転は飲酒運転になります。この場合、道路交通法第65条違反により、5年以下の懲役又は100万円以下の罰金が科せられますので、絶対に乗ってはいけません。

＊＊急性アルコール中毒にならないために＊＊

- ・味わいながらゆっくり楽しく飲む。
- ・アルコールの吸収を遅らせる脂質やたんぱく質を摂りながら飲む。
- ・種類の違うお酒を飲むときは、飲み過ぎに注意して飲む。

(3) 大麻等薬物乱用防止

昨今、大学生の大麻等薬物乱用が大きな社会問題となっています。

大麻等の薬物は所持、栽培、譲渡、売買、使用等をただけで法律違反となり、罰則が科せられます。それ以上に、違法薬物は自身へ与える身体的、精神的影響はもとより、家族、友人など身の回りの人たちや社会にまで大きな悪影響を及ぼします。

「すぐにやめられる」、「ちょっとだけ・・・」

こんな軽い気持ちで手を出しただけで、人生を棒に振ることにもなりかねません。なぜ法律で罰則まで設けられて規制されているのかを理解しましょう。

どうか違法薬物に「No!!」と言える強い意志を持ってください。

〔参考〕大麻取締法違反による罰則（一部省略）

第24条の2 大麻を、みだりに、所持し、譲り受け、又は譲り渡した者は、5年以下の懲役に処する。

2 営利の目的で前項の罪を犯した者は、7年以下の懲役に処し、又は情状により7年以下の懲役及び200万円以下の罰金に処する。

第24条の3 次の各号の一に該当する者は、5年以下の懲役に処する。

1. 第3条第1項又は第2項の規定に反して、大麻を使用した者

2. 第4条第1項の規定に違反して、大麻から製造された医薬品を施用し、若しくは交付し、又はその施用を受けた者

(4) 性

ア 性感染症って知っていますか？

性感染症は性行為によってうつるいろいろな病気のことです。STD（Sexuality Transmitted Diseases）とも呼ばれています。「自分には関係ない病気」と思っていないですか？誰もがなりうるのが「性感染症」です。うつし、うつされます。原因は細菌、ウイルス、原虫などで、次のような病気があります。

性器ヘルペス、淋病、クラミジア、鼠径リンパ肉芽腫症、ケジラミ、梅毒、尖圭コンジローマ、トリコモナス症など。

イ STDを予防するには？

まずは、NO SEXが100%確実に一番安全な予防法です。次にSAFER SEX（より安全なセックス）で、コンドームを正しく使用するなどお互いに最低限のマナーを心がけましょう。女性は、必ず基礎体温測定を習慣化し、異常に早く気付くようにしましょう。

ウ STDに感染した恐れがあるときは？

すぐ医師（男性は「泌尿器科」、女性は「婦人科」）に相談してください。STDに感染すると、失明や不妊症の原因となったり、病気によっては生命に関わるものもあります。自己判断や素人判断は病状を悪化させる場合があります大変危険です。

ほとんどのSTDは治すことができます。早期に治療すれば、それだけ後遺症が残る危険性は少なくなります。初期症状（男性は排尿痛、性器に発疹・イボができる、女性はおりものの量が増える、変な色のおりものがでる）を放置しないことです。

エ STDはHIVの感染確率を高めます！

STDに感染すると性器などの感染箇所がただれたりする場合があります、HIVが感染しやすくなるのがわかっています。

* HIV-Human Immunodeficiency Virus（ヒト免疫不全ウイルス）の略

エイズ（AIDS—後天性免疫不全症候群）は、HIVの感染によるもので主に性行為により、無症状で気づかないまま平均10年という長期の潜伏期間の後に発症します。エイズ検査は、健康福祉センター（保健所）で無料、匿名で受けられるので、電話予約して行きます。検査時期は、感染してすぐに抗体ができないので分かりにくいので、2か月（8週間）後に受けるとよいでしょう。結果は1週間後に本人に知らされます。

HIVが体の中で増えると、人体に備わっている抵抗力（免疫）がなくなり、健康なときにはかからないような、さまざまな感染症や悪性腫瘍などにかかってしまいます。

2 健康サポートセンター

(1) 保健室

大学の保健室では、保健師等が皆さんの応急処置・健康相談に対応します。

曜日	時 間
月～金	8:40～17:10

TEL: 083-929-6512 (直通) E-mail:hoken@yamaguchi-pu.ac.jp

ア 応急処置

ケガや具合の悪い時は、我慢しないで保健室に来てください。

イ 健康相談・健康教育

身体や心の悩み、不安、心配など、どんな些細なことでも気軽に相談してください。健康生活に役立つ図書も多数そろえてあります。気軽に利用してください。

ウ 定期健康診断

毎年4月に、身体測定、視力検査、内科検診、胸部X線撮影、尿検査を全学生に実施します。必ず受診してください。

健康診断で異常があった場合は、本人に連絡しますので、必ず保健室に来てください。

エ 健康診断証明書の発行

就職や実習等で必要な健康診断証明書は自動発行機で発行できます。

オ 小児感染症抗体価検査

入学前に、麻疹、風疹、水痘、耳下腺炎（おたふくかぜ）の4項目の検査を受け、結果を健康診断時に保健室に提出することになっています。抗体のない場合はワクチン接種が必要です。小児感染症は、成人が罹患すると重症化する場合があります。学内外の集団感染予防のため、自身の健康管理面から、実習の有無にかかわらず必ず検査を受けてください。

実習を伴う学科は、受診・提出が必須で、未受診・未提出者は実習ができません。就職で提出を求められることもあります。

カ 各種測定

身長、体重、体脂肪、血圧、視力などは、随時、自由に測定できます。

キ マッサージチェアー

疲労回復やストレス解消に自由に利用してください。

● 健康セミナー

『健康セミナー』は、主に青年期の問題をテーマに取り上げ、展示や測定など様々な学習や体験を通じて健康生活を見つめ直す機会となっています。詳しい日程や内容は、掲示板やYPUポータル等で確認してください。

※セミナーの内容例

アルコールパッチテスト、体脂肪に関することなど



● 学校医による健康相談

体調や心身の健康について、悩みや不安に思っていること、どこの病院に、どの科にかかればよいのかなど、どんな小さなことでも答えてくださいます。検査や薬の処方はいりませんが、相談は無料ですので、気軽に利用してください。相談内容など個人の秘密は守ります。

学 校 医	診 療 科
藤原 淳（すなお）先生 （藤原胃腸科内科 理事長）	内科・胃腸科・内視鏡内科
田村 博子 先生 （田村医院 院長）	内科

* 詳しい日程は、掲示板、YPUポータル等で確認してください。

● 医師による診療を受けるとき

いざというとき・・・各種病院等の連絡先は、保健室の「医療施設情報マップ」を参照。

近隣の医療機関を保健室前にも掲示しています。

または、「市報やまぐち」の休日当番医表を参照。

「やまぐちのお医者さんnavi」サイトで山口市内の医療機関が検索できます。

- ・ 山口市休日・夜間急病診療所（山口市糸米2 - 6 - 6） TEL: 083-925-2266
- ・ 休日当番医テレホンサービス TEL: 083-923-5000
- ・ 山口健康福祉センター（山口環境保健所） TEL: 083-934-2525
（精神・感染症・伝染病などについての健康相談や適切な医療機関を知りたい場合）
- ・ 救急相談電話 TEL: 083-921-7119
（救急車を呼ぶべきかどうか対応可能な医療機関の相談）



(2) 学生相談室 ー心の健康に関する相談

学生相談室は、皆さんの一人ひとりが、より豊かで充実した学生生活を送れるようお手伝いをしたいと考えています。皆さんが学生生活を送る上で出会うさまざまな問題について、どんな小さなことでも、カウンセラーと話し合うことができます。

カウンセリングは、専任カウンセラーと学内教員（いずれも臨床心理士又は公認心理師でカウンセリングの専門家）が担当しています。ほんのちょっと勇気をだして、気軽に相談室に来てください。相談内容など、個人の秘密はお守りします。

※こんなときに学生相談室へ・・・

- ☐ 授業や課外活動に満足感が持てない
- ☐ 自分の生き方や将来について不安である
- ☐ 入学はしたものの、何を目標にすればよいのか分からない
- ☐ 人の輪の中に入っていくのが苦手で友達ができない
- ☐ 人前に出ると緊張して上手に話せない
- ☐ 異性とうまく付き合えない
- ☐ 毎日何となくイライラして落ち着かない
- ☐ 何事にも意欲がでない
- ☐ 眠れないので、体の調子が悪い
- ☐ アパートや家庭での生活がうまくいかない
- ☐ 自分の性格や適性についてもっと知りたい
- ☐ このまま在籍することに疑問を感じる
- ☐ 身の回りの人間関係のトラブルに困っている
- ☐ 何かやってみたいと思っているけど、うまく踏み出せない



開室時間及び担当カウンセラー

曜日	時間	担当カウンセラー	相談場所
月・火	11:00～18:00	林 典子 (非常勤カウンセラー)	学生相談室 (2号館1階)
水	10:00～17:00	國廣 淳子 (非常勤カウンセラー)	
木・金	10:00～17:00	肥塚 朋美 (非常勤カウンセラー)	
月	13:00～14:00	大石 由起子 (社会福祉学部教員)	研究室 (3号館4階)
木	13:00～16:00		
火	10:30～12:00	永瀬 開 (社会福祉学部教員)	研究室 (3号館4階)

※申し込み方法

ア 学生相談室を訪ねて直接カウンセラーに申し込む。

イ 電話かメールで申し込む。（相談予約のみを受け付けますので、名前と学部と希望日時と連絡先の電話番号を伝えてください。相談内容は相談室で会ってお聞きします。）

TEL：083-929-6511（直通） E-mail:soudan@yamaguchi-pu.ac.jp

ウ 保健室内の「相談予約票」に記入し、保健師に手渡して申し込む。

● 自己理解のワークショップ

心理学のさまざまなワークを通して、ゆっくりと自分の心にふれるグループ学習を開催しています。



【開催時期】

春季と秋季の年2回。

● 傾聴ワークショップ

学生の傾聴力向上のために、ロールプレイを中心とした体験学習を行っています。カウンセラーによるカウンセリングのデモンストレーションも参考になります。

【開催時期】

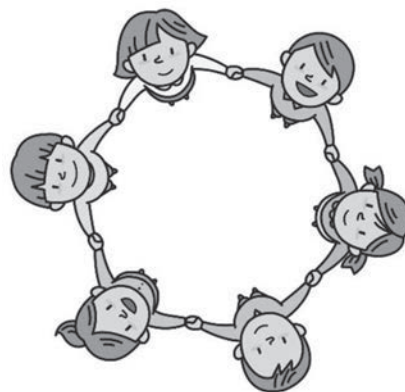
夏季と冬季の年2回。

● ピアサポート活動 — 学生による学生の相談活動

本学では、新入生の皆さんが新たに経験する学生生活や一人暮らしをサポートするために、「ピアサポート」という活動を実践しています。「peer」とは「仲間」、「support」とは「支える」の意味で、ピアサポーターと呼ばれる先輩たちが、みなさんの相談に親身に応じます。（編入生や2年生以上の在学生の相談も歓迎です。）

相談例・・・

- ☐ 銀行や歯医者の場所が分からない
- ☐ 単位の取り方が分からない
- ☐ シラバスの見方が分からない
- ☐ 山口市のゴミの分別が分からない
- ☐ どのスーパーで買ったら安いの？
- ☐ 安くておいしいランチが食べられる場所は？
- ☐ 節約術について教えて！
- ☐ 一人暮らしになってさみしい
- ☐ 友達がなかなかできない
- ☐ 県立大学のサークルについて知りたい！



このほかの内容でもかまいません。雑談をするような気軽な気持ちで遊びに来てください。

【活動時期】

4月入学当初に、キャンパス内にブースを設けて活動しています。

3 ハラスメントについて

「ハラスメント」、「セクシュアル・ハラスメント」などという言葉を知っていることがありますか。あなたの周囲の先生、先輩、友人たちと良好な人間関係が保たれていれば、前向きに充実した大学生活を送ることができるでしょう。

しかしながら、あなたが、これらの人々から、嫌がらせや不当な圧力を受けていると感じ、学修生活に支障が生じるようになると、大学生活を有意義に過ごすことはできなくなります。

もしも、そのようなことになったら……。大学には、ハラスメントに関する相談体制があります。自分だけで悩まないで、勇気を持って相談しましょう。その手続きについては、以下の「ハラスメントに関する相談の手引き」を見てください。

また、ハラスメントは、人間関係上の問題です。偏見や差別にとらわれず、常に相手を思いやり、他人に被害を与えないということを心がけておくことも大切です。

【ハラスメントに関する相談の手引き】

(1) ハラスメント

ア ハラスメントとは何か

本学におけるハラスメントの定義

ハラスメントは、公立大学法人山口県立大学アンチ・ハラスメント憲章（平成18年4月1日規程第4-23号）第一章及び公立大学法人山口県立大学ハラスメントの防止及び対策に関する規則（平成18年4月1日規程第4-24号）第2条第1号では次のように定められています。

ハラスメントとは、すべての法人の活動における関係又は地位を利用して行われる、当事者の望まない、不当な、有形又は無形の圧力のことです。

イ ハラスメントの例示

ハラスメントの例として次のようなものがあります。

(ア) セクシュアル・ハラスメント

性的要求や性的言動、または固定的な性的役割の観念に基づく言動を繰り返すことにより相手方に不利益を与えること及び相手方を不快にさせ、就労・修学や、教育・研究・課外活動の環境を悪化させることをいう。

(イ) アカデミック・ハラスメント

教育上または研究上の優越的な地位や立場を利用して、教育指導上または職務上必要な範囲を超えた不適切な言動により相手方の研究学習意欲または研究学習環境を著しく阻害すること及びその職務を逸脱して精神的な苦痛、肉体的な苦痛または困惑を与えることをいう。

(ウ) パワー・ハラスメント

職務上の地位または人間関係などの職場内の優越的な地位や立場を利用して、業務上の必要な範囲を超えた言動により相手方に対して精神的な苦痛若しくは身体的な苦痛を与え、またはその就労意欲若しくは就労環境を著しく阻害することをいう。

(エ) 妊娠・出産等に関するハラスメント

上司・同僚からの妊娠・出産等に関する言動により妊娠・出産等をした女性労働者の就業環境を害することをいう。

(オ) 育児・介護休業等に関するハラスメント

上司・同僚からの育児・介護休業等に関する言動により育児・介護休業者等の就業環境を害することをいう。

(カ) その他のハラスメント

相手方の人格権を侵害するようないじめまたは嫌がらせをいう。

※相談の対象となるハラスメント

法人の構成員間又は法人の構成員と学外者との間に発生した、上記の定義にあたるハラスメントについて相談することができます。また、このようなハラスメントであれば、ハラスメントが発生した時間及び場所を問いません。

法人の構成員とは、法人の役員、教員（非常勤の教員を含む。）及び教員以外の職員（臨時職員等を含む。）ならびに学生（学生とは、大学院学生、学部学生、科目等履修生、研究生、外国人留学生、委託生、公開講座等の受講生、その他本学で教育を受ける者をいう。）をいいます。

(2) 相談者

相談することができる者は、ハラスメントの被害者、目撃者及び加害者とされている者です。被害者、目撃者又は加害者とされる者本人でなくても、その代理人も相談することができます。相談にあたっては、1人では不安を感じるなど正当な事由があるときは、付添人を伴ってもかまいません。

(3) 相談員

相談員は、各学部長及び各研究科長ならびに事務局長から推薦を受けた者で、理事長が任命した者です。相談員は、相談業務が適正に行えるように研修を受けています。

※相談員については、掲示板及び「本学ウェブサイト」（学内専用－学生生活－アンチハラスメント）でお知らせします（不明の場合は、学生支援部門にお問合せください）。

(4) 相談の開始から終了まで

・相談の原則

あなたのプライバシーは守られます。安心して相談してください。ただし、虚偽の相談をしてはいけません。

ア 相談の開始まで－相談員にコンタクトをとる－

・相談の申し込み

(ア) 相談したいことがあれば遠慮なく相談員に相談を申し込んでください。相談員の氏名と連絡先については、掲示板及び「本学ウェブサイト」に掲載されていますので、どの相談員に相談を申し込んでかまいません。

(イ) 相談の申し込み方法は、相談員への面会でも電話や電子メールでもかまいませんが、電話や電子メールの場合は、相談者の氏名及び連絡先を必ず知らせてください。後日、相談員から相談日程等をご連絡します。

(ウ) 相談員に面会して相談を申し込んだ時、相談員に相談時間がとれる場合は、希望すればそのまま相談をすることができます。

イ 第1回目の相談の日程等の決定

相談員と話し合って、第1回目の相談の日時及び場所を決めます。相談の場所は、プライバシーの確保に配慮して決めます。

相談は、原則として、2人の相談員が受けます。もう1人の相談員として希望する相談員があれば申し出てください。相談員のうち1人は、原則として相談者と同じ性の者になります。相談員が決まれば連絡します。

ウ 相談の開始－第1回目の相談－

(ア) 相談申し込み票の記入

相談を開始するにあたって、相談員がハラスメント相談申し込み票を渡しますので、必要事項を記入してください。

(イ) 相談員との相談

ハラスメントに関するものであればどのようなことでも相談することができます。相談にあたっては、特に証拠のようなものは必要ありません。

(ウ) 相談内容の記録の了解

相談員は、事態を精確に把握するために、相談内容を文書で記録します。相談者は、記録を了解した場合、その旨を示す文書に署名してください。

(エ) 次回の相談の日程等の決定

相談者と相談員とが話し合って次回の相談の日時及び場所を決めます。

エ 相談員の交替

(ア) 相談員の交替の要求

相談者は、相談員が当事者と利害関係にあるなど、適正な相談業務の遂行が期待できないと考えるときは、相談員の交替を求めることができます。

(イ) 相談員の自主的交替

相談員は、当事者と利害関係にあることが分かったときは、自主的に他の相談員と交替します。

オ 相談の取り下げ

相談者は、相談の取り下げをすることができます。相談の取り下げによって相談は終了します。相談の取り下げをしても、同じ相談をあらためて別の相談員にしてもかまいません。

(5) 相談の終了とその後の措置

ア 相談内容の確認

相談が終われば、相談者と相談員とは相談内容の確認を行い、相談者はその旨を示す文書に署名します。

イ 相談終了後の措置（ハラスメント防止・対策概略図を参考にしてください。）

・相談は、アンチ・ハラスメント委員会（以下「委員会」とします。）に報告されます。委員会は、被害者の意向を考慮して、必要な措置をとります。

(ア) ハラスメントの当事者の一方から要請があり、他方の同意があるときは、話し合いで解決することができるよう当事者に対して指導又は助言をします。

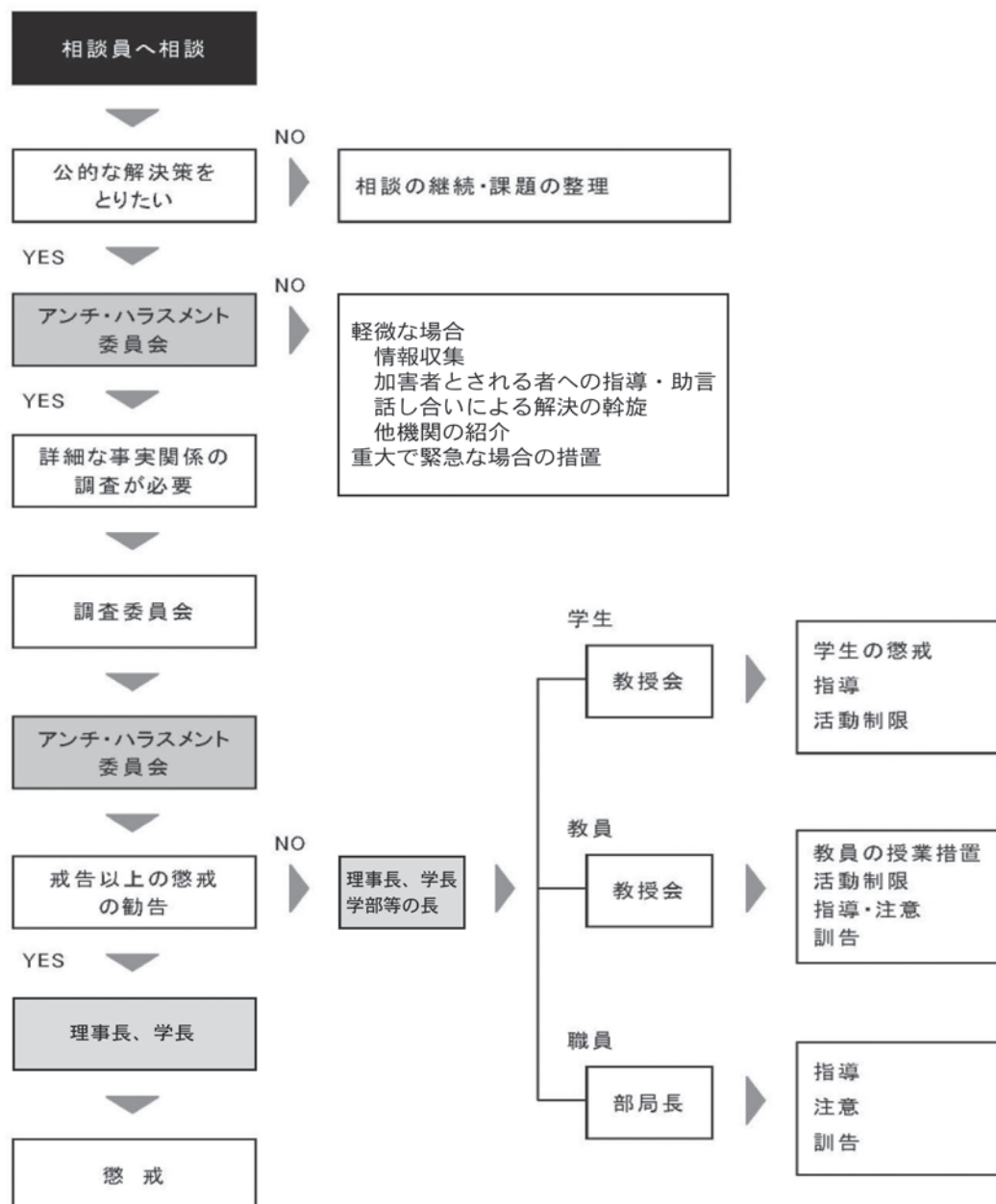
(イ) 事態が重大かつ緊急のときは、直接当事者に対して指導又は助言をします。

(ウ) 必要と認める時は、調査委員会を設置し、事実関係の調査にあたさせます。

(エ) 調査委員会からの報告を受けたときは、遅滞なくハラスメントの解決のために必要な措置を審議し、委員会の責任で実施すべき措置は速やかにこれを実施し、理事長又は学長、学部等の長の権限又は責任に関わる事項については、適切な措置を講ずるよう勧告します。

- ・ 委員会の勧告を受けた理事長又は学長、学部等の長は、ハラスメントの被害者に対して被害の回復又は救済のために必要な措置をとるとともに、ハラスメントの加害者に対して制裁又は再発防止のための措置をとります。また、ハラスメントが起きた部局は、再発防止に必要な措置をとります。
- ・ 法人としての対応は、理事長及び委員会が相談者に知らせます。

(6) ハラスメントの防止及び対策の概略図



公立大学法人山口県立大学 アンチ・ハラスメント憲章

(平成18年4月1日規程第4-23号)

改正 平成29年4月1日

この憲章は、基本的人権の尊重と男女共同参画社会の理念及び山口県立大学の筆頭校是である「人間尊重の精神」に基づいて、公立大学法人山口県立大学(以下「法人」という。)を構成するすべての者が個人として尊重され、いかなるハラスメントも受けることなく学び、働き、教育及び研究に従事することができる大学の環境の整備を目指すものである。

第一章 ハラスメントの定義

本憲章にいうハラスメントとは、法人の活動におけるすべての関係または地位を利用して行われる、当事者の望まない、不当な、有形または無形の圧力をいう。ハラスメントには、以下の行為が含まれる。

1) セクシュアル・ハラスメント

性的要求や性的言動、または固定的な性的役割の観念に基づく言動を繰り返すことにより相手方に不利益を与えること及び相手方を不快にさせ、就労・修学や、教育・研究・課外活動の環境を悪化させることをいう。

2) アカデミック・ハラスメント

教育上または研究上の優越的な地位や立場を利用して、教育指導上または職務上必要な範囲を超えた不適切な言動により相手方の研究学習意欲または研究学習環境を著しく阻害すること及びその職務を逸脱して精神的な苦痛、肉体的な苦痛または困惑を与えることをいう。

3) パワー・ハラスメント

職務上の地位または人間関係などの職場内の優越的な地位や立場を利用して、業務上の必要な範囲を超えた言動により相手方に対して精神的な苦痛若しくは身体的な苦痛を与え、またはその就労意欲若しくは就労環境を著しく阻害することをいう。

4) 妊娠・出産等に関するハラスメント

上司・同僚からの妊娠・出産等に関する言動により妊娠・出産等をした女性労働者の就業環境を害することをいう。

5) 育児・介護休業等に関するハラスメント

上司・同僚からの育児・介護休業等に関する言動により育児・介護休業者等の就業環境を害することをいう。

6) その他のハラスメント

相手方の人格権を侵害するようないじめまたは嫌がらせをいう。

第二章 ハラスメントに対する基本方針

ハラスメントは、人間としての品位と尊厳を著しく損なう恥ずべき行為であり、修学、就労、教育、または研究上の環境を劣化させる悪質な人権侵害に当たる。したがって法人は、あらゆるハラスメントを見のがしたり放置したりしないことを、ここに宣言する。

そのため、法人は、あらゆるハラスメントの防止に努めると共に、万一ハラスメントが発生した場合には、適正な手続きに基づいて、ハラスメントの被害者を迅速に救済し、また加害者にはその行為に対して厳正に対処することを宣言する。

第三章 法人構成員の義務

法人の構成員は、互いの人権を尊重し、人間としての品位と尊厳を傷つけるあらゆるハラスメントを排除する義務を負う。

第四章 法人の責任

理事長は、ハラスメントの防止及び対策について全般的な施策に責任を負う。また、それぞれの部局の管理者は、施策の具体的実施に関して責任を負う。

法人の構成員を監督する立場にある者は、ハラスメントの無い良好な環境を確保するため、日常的に適正な助言や指導を行わなければならない。さらに、ハラスメントに係る事件が生じた場合には迅速かつ適切に対処する責任を負う。

第五章 ハラスメント防止及び対策のための措置

ハラスメント防止及び対策のための必要な措置については、啓発や研修をすすめるとともに、適切な組織を構築するなどの方策によって、これを図る。

付 章 ハラスメント防止の心得

ハラスメントを起こさないためには、次のことを理解しておかなければならない。

- 1) 社会的、文化的又は宗教的違いから、ある言動がハラスメントに当たるかどうかの認識や解釈が分れる場合がある。自分の一方的な価値観で判断せず、絶えず相手の立場に立って考え、また行動することが、大切である。
- 2) ハラスメントは、しばしばそれと自覚しないで行われていることが多い。無自覚がハラスメントの被害を放置し、拡大してしまう結果になることを銘記すべきである。
- 3) 特に、セクシュアル・ハラスメントの防止のために、男女は互いに対等なパートナーであることを常に認識しなければならない。また、一方的な性的関心でとらえることなく、相手の人格の尊厳と相手の立場への深い配慮に心掛けなければならない。

4 留学生支援、障害者支援

1 留学生支援について

山口市へのアクセス

山口市は、空の窓口（福岡空港、山口宇部空港、岩国錦帯橋空港）や海の窓口（博多港、下関港）から近く、キャンパスまでのアクセスも便利です。東京や大阪などからは新幹線の停車駅の新山口駅から山口線に乗り換え、宮野駅から徒歩5分です。大学付近には民間アパートが立ち並び、物価も安く、人々も温かく迎え入れてくれます。

アパート

アパートの家賃は、安いところで2万円台からあります。大学では、近隣の不動産会社のリストを用意しています。入学が決まったら、まずはグローバルセンターに連絡してください。（電話：083-929-6505／メール：kokusaika@yamaguchi-pu.ac.jp）

奨学金

奨学金は、日本学生支援機構の奨学金をはじめ、民間団体の奨学金などがあります。成績に基準があり、成績優秀者に限定されるものもあるので、日常の学習成績を一定の基準以上にする努力は必要です。

対 象	奨学金名	種別	月 額	推薦枠
長期 留学生 (正規生)	ロータリー米山記念奨学金	給付	100,000 円 (学 部)	学部(2・3年生)、 大学院(1年生) 併せて2名程度
			140,000 円 (大学院)	
	平和中島財団外国人留学生奨学金	給付	100,000 円 (学 部)	学部・大学院 各1名程度
			100,000 円 (大学院)	

(今後、変更される場合があります。)

アルバイト

アルバイト情報は、学内に掲示されています。留学生は留学による滞在許可（ビザ）がありますが、資格外活動の申請をすればアルバイトをすることができます。入学式後に留学生のためのオリエンテーションを行いますので、そこで詳しい説明を聞くことができます。

◆学費（令和2年度）

種 別	入 学 料 (入学手続き時納入)	授 業 料 (前期・後期の2回分納)
県内生	141,000円	年 額 535,800円
県外生	282,000円	前期分 267,900円 後期分 267,900円

*入学料・授業料とは別に、教育後援会費や保険料、学部により実験実習費等の経費が必要になります。

◆授業料免除（半額）・徴収猶予制度

経済的理由により授業料の納付が困難な学生に対しては、申請により、授業料の半額の免除を行っています。（入学後、申請締切日までに申請必要）

また、同様の事情により、定められた期日までに授業料を納付することが困難な場合には、徴収猶予期間を受けることができます。

留学生会・留学生交流室

留学生によって設立された留学生会があり、先輩からのアドバイスをもらうことができます。また、留学生交流室もあり、情報交換の場所として使われています。

チューター教員

学生一人一人にチューター教員がいます。困ったことがあれば、チューター教員やグローバルセンターに気軽に相談してください。

就職・進路

山口市をはじめ、福岡や広島などで留学生就職フェア等が開催されます。卒業生の多くが、日本の企業に就職しています。帰国して日系企業に就職したり、日本語の教員になっている留学生もいます。また、大学院に進学する学生も多く、留学生の進学先には山口県立大学、岡山大学、広島大学、山口大学、九州大学などの大学院があります。

情報へのアクセス

学生一人一人にユーザーIDとパスワードが配付され、学内のパソコンやインターネット環境を利用することができます。留学生室にもパソコン等を置いています。

国際交流

学内には、長期留学生（正規生）のほか、1年以内の短い期間で協定大学から留学してきた学生もいます。それらの留学生と日本人学生と一緒に国際交流を行う小旅行やイベントなどを用意しているほか、Y&I（「You & I」、「友愛」等を意味する）事業は、年3回程度行われます。

地域交流

地域の方々は留学生と交流する機会を楽しみにしています。地元の小中学校を訪問したり、地域のお祭りや行事に参加し、地域の子どもたちや人々と気軽に交流できます。

入学手続き等

留学生を対象とした「外国人留学生選抜」で受験できるのは、国際文化学部（国際文化学科、文化創造学科）と社会福祉学部（社会福祉学科）、看護栄養学部（栄養学科）です。入学試験の日時や科目については本学ウェブサイトや募集要項で確認してください。入学後に留学生オリエンテーションを実施しています。

2 障害者支援について

入学前

障害等のある入学志願者との事前相談を行っています。

本学に入学を志願する者で、障害がある者は、受験上及び修学上特別な配慮を要することがありますので、出願前にあらかじめ本学に申し出てください。

なお、事前相談は受験生の負担軽減や、他の受験生に比べて不利にならないよう配慮するために行うものであり、相談することにより受験生に不利益を与えるものではありません。

(1) 相談の時期

各入学試験における相談の時期については募集要項で確認してください。

(2) 相談の方法

相談にあたっては、次の内容を記載した事前相談書（様式自由）を提出してください。必要な場合は、本学において志願者又はその立場を代弁し得る出身学校関係者等との面談を行います。

- ア 氏名、生年月日、連絡先及び所属（出身）学校等名
- イ 出願を希望する試験種別及び学部・学科等
- ウ 障害の種類・程度（医師の診断書を添付すること）
- エ 受験上及び修学上希望する具体的措置
- オ 在学した学校等における生活状況等（主として授業関係）
- カ その他参考となる事項

(3) 受験時に行う配慮の例

- ・ 別室での受験の許可、座席の配慮、車椅子用机の配置
- ・ 問題文等の拡大
- ・ 文書による注意事項等の伝達
- ・ パソコンでの解答の許可

入学後

本学では、障害者差別解消法に教職員が適切に対応するための規程（公立大学法人山口県立大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する規程）を定め、障害学生支援委員会を設置する等、学内における体制を整備して障害学生支援を行っています。

これまでに行った支援の例としては、次のようなものがあります。

- ・ トイレ、入口等の改造
- ・ 専用駐車スペースの確保
- ・ 受講科目の使用教室の配慮
- ・ 授業で使用するプリント等の拡大
- ・ 教室の座席位置の配慮
- ・ 定期試験の別室での受験

支援に関する相談窓口

入学前

学生部入試部門

TEL 083-929-6503

入学後

学生部学生支援部門

TEL 083-929-6507